

はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示を適正化するための事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「はっ酵乳」及び「乳酸菌飲料」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)に適合するものであって、次に掲げるものをいう。ただし、殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の適用を受けるものを除く。</p> <p>(1) はっ酵乳 乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状又は液状にしたもの又はこれらを凍結したもの</p> <p>(2) 乳酸菌飲料 乳等を乳酸菌又は酵母ではっ酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料(はっ酵乳を除く。)</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、はっ酵乳、乳酸菌飲料を製造し、又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定する表示をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、はっ酵乳、乳酸菌飲料を製造し、又は輸入して販売する事業者以外の事業者であって、はっ酵乳、乳酸菌飲料に自己の商標又は名称を表示するものをいう。</p> <p>2 規約第2条第3項の「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定する「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む)</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、はっ酵乳、乳酸菌飲料の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれはっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に、邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 種類別名称</p> <p>(2) 無脂乳固形分及び乳脂肪分（乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあつては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分）の重量百分率</p>	<p>む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(種類別名称の表示基準)</p> <p>第2条 規約第3条第1号に規定する種類別名称の文字の大きさは、日本工業規格Z 8305(1962)（以下この施行規則において同じ。）に規定する8ポイント活字以上の文字で、規約第2条第1項第1号に定めるはっ酵乳にあつては「はっ酵乳」と表示し、同項第2号に定める乳酸菌飲料にあつては「乳酸菌飲料」と表示し、そのうち無脂乳固形分3.0%以上の乳酸菌飲料には「乳製品」である旨を併記する。</p> <p>2 種類別名称（乳製品である旨の併記を含む。）は、商品名（2ヶ所以上に表示されている場合は、そのうちで最も目立つもの）と同一視野に入る場所においても8ポイント活字以上の大きさの肉太文字で表示する。</p> <p>(無脂乳固形分等の表示基準)</p> <p>第3条 規約第3条第2号に規定する無脂乳固形分及び乳脂肪分の重量百分率は、8ポイント活字以上の大きさの文字で、次に掲げる基準により表示する。</p> <p>(1) 重量百分率は、小数第1位まで表示する。ただし、1%以上のものにあつては、小数第1位の数値の1から4までは0、6から9までは5として、0.5間隔で表示することができる。</p> <p>(2) 乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあつては、油脂の固有の名称及びそれぞれの重量百分率を表示する。ただし、「植物性脂肪分○.○%」又は「乳脂肪分以外の動物性脂肪分○.○%」などとそれぞれの脂肪分の総量を取りまとめて表示することが</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(5) 賞味期限又は消費期限</p> <p>(6) 保存方法</p> <p>(7) 事業者の住所及び氏名又は名称</p>	<p>は、8ポイント活字以上の大きさの文字で、「〇〇ミリリットル」若しくは「〇〇ml」又は「〇〇グラム」若しくは「〇〇g」と表示する。</p> <p>(賞味期限又は消費期限の表示基準)</p> <p>第6条 規約第3条第5号に規定する賞味期限又は消費期限は、期限を示す旨の文字を冠して、次に年月日を8ポイント活字以上の大きさの文字で表示する。はっ酵乳で凍結したものにあっては年月を表示する。ただし、紙、アルミニウムはく、その他これに準ずるもので密せんした容器に収められたものにあっては、期限の日の記載をもって賞味期限又は消費期限の表示に代えることができる。</p> <p>(保存方法)</p> <p>第7条 規約第3条第6号に規定する保存方法は、8ポイント活字以上の大きさの文字で、「10℃以下で保存して下さい。」等と具体的な方法で表示する。</p> <p>(事業者名等の表示基準)</p> <p>第8条 規約第3条第7号に規定する事業者の住所及び氏名又は名称は、8ポイント活字以上の大きさの文字で、次に掲げる基準により表示する。</p> <p>(1) 規約第2条第2項に規定する「はっ酵乳、乳酸菌飲料を製造し、又は輸入して販売する事業者」にあっては、製造所(輸入品にあっては輸入業者の営業所)の所在地及び製造業者(輸入品にあっては輸入業者)の氏名(法人の場合はその名称)を表示する。</p> <p>(2) 前号の製造所所在地の表示は、製造業者が、消費者庁長官に届け出た製造所固有記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組み合わせによるものに限る。)の記載をもって代えることができる。</p> <p>(3) 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」にあっては、第1号に定める表示のほか、自己の営業所の所在地及び氏名(法人の場合はその名称)を表示する。</p> <p>(表示の特例)</p> <p>第9条 ガラスびん等の反復使用する容器及び2種類以上の製品に使用する同一規格の容器にあっては、規約第3条に規定する表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」(昭和48年公正取引委員会告示第4号)の適用を受けるはっ酵乳、乳酸菌飲料にあっては、施行規則に定める基準により、「無果汁である旨」を明りょうに表示しなければならない。</p> <p>2 事業者は、はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示であって、その原産国について誤認されるおそれがあるものにあつては、施行規則に定める基準により、原産国を明示しなければならない。</p>	<p>事項を、紙、アルミニウムはくその他これに準ずるものの密せんに使用するキャップに表示することができる。</p> <p>2 容器又は包装の表示可能面積が150平方センチメートル以下のものにあつては、第3条から前条までの規定にかかわらず、文字の大きさを5.5ポイント活字以上とすることができる。</p> <p>(無果汁の表示基準)</p> <p>第10条 規約第4条第1項の「無果汁である旨」の表示基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 果汁又は果肉が使用されていない場合は、「無果汁」と表示する。</p> <p>(2) 重量百分率で5%未満の果汁又は果肉が使用されている場合は、「無果汁」と表示する。ただし、帳票書類によって、その百分率の数値を証明することができる場合に限り、「果汁若しくは果肉の割合」を百分率の整数値で表示することができる。この場合の表示は、「果汁○%」、「果汁^{果汁}○%」、「果汁・果肉○%」、「果肉○%」のいずれかとする。</p> <p>(3) 前各号の表示は、商標又は商品名の表示(2ヶ所以上に表示されている場合は、そのうちで最も目立つもの)と同一視野に入る場所に、背景の色と対照的な色で、かつ14ポイント活字以上の大きさの肉太文字で表示する。</p> <p>(4) 第1号及び第2号に該当する商品にあつては、果実の絵又は写真を表示しない。ただし、図案は、この限りでない。</p> <p>(原産国の表示基準)</p> <p>第11条 規約第4条第2項に規定する原産国に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国内で生産されたはっ酵乳、乳酸菌飲料で、原産国について誤認されるおそれがある表示は、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>(2) 前号のいずれかに該当する表示がされているものにあつては、次の基準に従い、8ポイント活字以上の大きさの文字で、国産である旨を明示すること。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>3 事業者は、はち酢乳、乳酸菌飲料に「はちみつ」、「トマト」を施行規則に定める基準量以上使用する場合でなければ、当該はち酢乳、乳酸菌飲料に、商品名、絵、写真等で当該原材料を使用している旨の表示をしてはならない。</p> <p>4 事業者は、はち酢乳、乳酸菌飲料に乳酸菌数を表示する場合は、施行規則に定める基準によらなければならない。</p>	<p>ア 国産である旨は、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」又は「日本製」の表示に代えて、事業者名の前又は後に、「製造」、「製造者」、「製造所」、「製造元」又は「製造工場」と表示することができる。(〇〇カンパニー、〇〇C o., L T D. 等外国の事業者の名称等の表示と紛らわしくなっている場合は除く。)</p> <p>イ アに規定する表示をしても、なおその原産国がいずれであるかが紛らわしいときには、これらの表示とともに、外国の国名等とその商品との関係を邦文で明示する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、「ラクトバチルス・ブルガリクス」、「ブルガリア菌」等の菌種名にあつては、菌種名であることを明らかにして説明文中に用いることは差し支えない。</p> <p>(特定名称等の表示基準)</p> <p>第12条 規約第4条第3項に規定する「はちみつ」、「トマト」の使用量は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) はちみつにあつては、製品の内容重量に対して1%</p> <p>(2) トマトにあつては、トマト果汁分を製品の内容重量に対して5%</p> <p>(菌数等の表示基準)</p> <p>第13条 規約第4条第4項に規定する乳酸菌数の表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 容器又は包装には、乳酸菌数を表示しないものとする。ただし、食品衛生法施行規則に基づく保健機能食品(特定保健用食品)にあつては、同法に定める基準により表示することとする。</p> <p>(2) 容器又は包装以外に乳酸菌数を表示する場合には、次に定めるところによる。</p> <p>ア 乳酸菌数の表示には、その菌種名を併記すること。</p> <p>イ 併記する菌種名と乳酸菌数の表示は、同じ大きさの文字とし、強調的な表示とならないようにすること。</p> <p>ウ 乳酸菌数は、原則として1ml当たりの数値で表示すること。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>5 事業者は、はっ酵乳、乳酸菌飲料に生乳を使用している旨を、一括表示欄のほかに表示する場合は、施行規則に定める基準によらなければならない。</p> <p>(その他の表示事項等)</p> <p>第5条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため、特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を規則により定めることができる。</p>	<p>(生乳使用強調表示基準)</p> <p>第14条 規約第4条第5項に基づき、生乳を使用している旨(「生乳たっぷり」、「生乳仕立て」、「生乳使用」等)を表示する場合は、当該表示と同一視野に明りように、内容量に占める生乳の使用割合を「生乳〇〇%使用」又は「生乳〇〇%以上使用」と表示する。</p> <p>(栄養表示基準)</p> <p>第15条 規約第5条に基づき、栄養成分等を表示する場合は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく栄養表示基準(平成15年厚生労働省告示第176号)により表示する。</p> <p>(特色のある原材料等の表示基準)</p> <p>第16条 規約第5条に基づき、特定の出産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあつては、「加工食品品質表示基準」(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)第5条に定める基準により表示する。</p> <p>(アレルギー物質を含む食品に係る表示基準)</p> <p>第17条 規約第5条に基づき、アレルギー物質を含む食品に係る表示を行う場合は、食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく表示基準により表示する。</p> <p>(遺伝子組換え農産物等に係る表示基準)</p> <p>第18条 規約第5条に基づき、遺伝子組換え農産物又は遺伝子組換え農産物を原材料とする加工食品を使用する場合は、食品衛生法施行規則及び「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」(平成12年3月31日農林水産省告示第517号)の定めるところにより表示する。</p> <p>(容器包装識別表示基準)</p> <p>第19条 規約第5条に基づき、容器包装の識別表示を行う場合は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)の定めるところにより表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、はっ酵乳、乳酸菌飲料の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) はっ酵乳、乳酸菌飲料の定義に合致しない内容の製品について、それぞれはっ酵乳、乳酸菌飲料であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 成分又は原材料について、実際のものより優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) はっ酵乳、乳酸菌飲料が、病気の予防</p>	<p>(義務表示事項の表示方法)</p> <p>第20条 施行規則第2条から第8条までに定める表示事項については、次の様式により一括して表示する。</p> <div data-bbox="858 383 1414 636" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>種類別名称 無脂乳固形分及び乳脂肪分 原材料名 内容量 賞味期限又は消費期限 保存方法 製造者</p> </div> <p>(1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>(2) 原材料名を、様式の枠内(以下「一括表示部分」という。)に表示することが困難な場合には、この条本文の規定にかかわらず、一括表示部分にその記載箇所を表示することにより、他の箇所に記載することができる。</p> <p>(3) 賞味期限又は消費期限を、一括表示部分に表示することが困難な場合には、この条本文の規定にかかわらず、一括表示部分にその記載箇所を表示することにより、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても一括表示部分にその記載箇所を表示すれば、賞味期限又は消費期限の記載箇所に近接して記載することができる。</p> <p>(4) 一括表示部分に「販売者」を表示する場合は、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を枠外に表示しなければならない。</p> <p>(5) この様式は縦書きとすることができる。</p> <p>(6) 消費者に有益な情報であれば、「お客様問合せ先」、「ホームページアドレス」などを一括表示部分に記載することができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第21条 規約第6条各号の規定による不当表示の類型を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 乳酸菌飲料に「〇〇ヨーグルト」、「ヨーグルトのような乳酸菌飲料」などと表示すること。</p> <p>(2) はっ酵乳、乳酸菌飲料又はその原材料が「純」、「純正」等である旨の表示</p> <p>(3) はっ酵乳、乳酸菌飲料が濃厚である旨の表示</p> <p>(4) ア 保健飲料、美容飲料、栄養食品、自</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>等について、効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 客観的な根拠に基づかないで、特選、高級等の文言を用いることにより、当該製品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、過大な容器又は包装を用いること。</p> <p>(7) 他の事業者のはっ酵乳、乳酸菌飲料を中傷し、又はひぼうするような表示</p> <p>(8) その他、はっ酵乳、乳酸菌飲料の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p>	<p>然食品等の表示</p> <p>イ 健康づくりにかかせない、健康に美容に効果をあらわす、栄養がいっぱい、乳酸菌がたっぷり等の表示</p> <p>ウ チフス菌や大腸菌を殺す、整腸作用がある、消化吸収を良くする、解毒機能を高める、血管を若返らせ臓器を強くする、胃腸の弱い方に、病後の快復に、疲労回復に、老化防止に、成人病予防に、体質改善に等の表示</p> <p>エ 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説等を引用しての前記ア、イ、ウに該当するような表示。ただし、次に掲げる表示をすることができる。 (ア) 食品衛生法施行規則に定める保健機能食品(特定保健用食品)については、同法に定める基準による表示 (イ) 現在の学問上明らかにされており、かつ、医薬品的な効能効果に当たらない範囲の乳酸菌の特徴についての表示</p> <p>(5) 客観的な根拠に基づかない、極上、第1位、ベスト、チャンピオンその他これらに類似する文言</p> <p>(6) はっ酵乳、乳酸菌飲料にあつては、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造し又は加工することの厚生労働大臣の承認について、次のような誤認されるおそれのある表示をすることができない。 ア 承認を受けていないのに、あたかも承認を受けたかのように誤認されるおそれのある表示 イ 承認を受けたはっ酵乳、乳酸菌飲料であるという根拠のみをもって、承認を受けていないはっ酵乳、乳酸菌飲料より安全性が優れていると誤認されるおそれのある表示 ウ 承認を受けたはっ酵乳、乳酸菌飲料は、NASA(米国航空宇宙局)による宇宙食の衛生管理の方法と同等の方法</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約を適正に施行するため、はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者団体(この事業者及び事業者団体の構成事業者を以下「構成事業者」という。)をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) その他、この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 構成事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して</p>	<p>が採られていると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(適正包装基準)</p> <p>第22条 規約第6条第6号の過大包装を防止するため、はっ酵乳、乳酸菌飲料の容器、包装は、次の基準による。</p> <p>(1) 内容物は、容器の内容体積に対して80%以上の充てん率を有すること。</p> <p>(2) 前号により難しいものにあつては、内容を10ポイント活字以上の大きさの文字で、商品名(2ヶ所以上に表示されている場合は、そのうちで最も目立つもの)と同一視野に表示すること。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、前条第1項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除すべき旨及びその違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を、文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者が、その警告に従っていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項に規定する措置（警告を除く。）又は前条第1項若しくは第2項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該構成事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から15日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該構成事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p>	<p>附 則 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p>